

消防団の仕事

消防団の仕事は、**国民を災害から守ること**です。

「消防組織法」第1条に「消防は、その施設及び人員を活用して、**国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水災害または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する事**を以て、その任務とする。」と任務がはっきりと明示されています。

仕事は有事と平時に分けられる

■災害の場合

- ①火災（建物火災・林野火災・船舶火災・車両火災・航空機火災等）
- ②風水害（台風・集中豪雨・洪水・高潮等）
- ③地震（津波・噴火等）
- ④崖崩れ 山崩れ 地すべり等
- ⑤この他人命救助、避難誘導、救急救助に加えて、警察業務や海上保安庁業務に対する協力要請活動

■災害のない場合

- ①火災予防活動
- ②警備警戒活動
- ③教育訓練活動
- ④機械器具等の点検等

消防団員は、消防や防災に関する知識や技術を習得し、火災はもちろんのこと地震や風水害等の大規模災害時にも常備の消防署員とともに消防活動に当たります。また、災害時以外には火災の予防や住民に対する啓発など幅広い分野で活動しており、**地域の消防防災のリーダー**として重要な役割を果たしています。

また、近年は、さらなる消防団の充実強化、地域の安全確保という消防団の役割を果たしていくため、地域に密着して生活し、地域コミュニティに結びつきの強い**女性の消防団への参加**も増加しており、一人暮らしの高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて女性の優しさや細かな配慮を活かして活躍しています。